

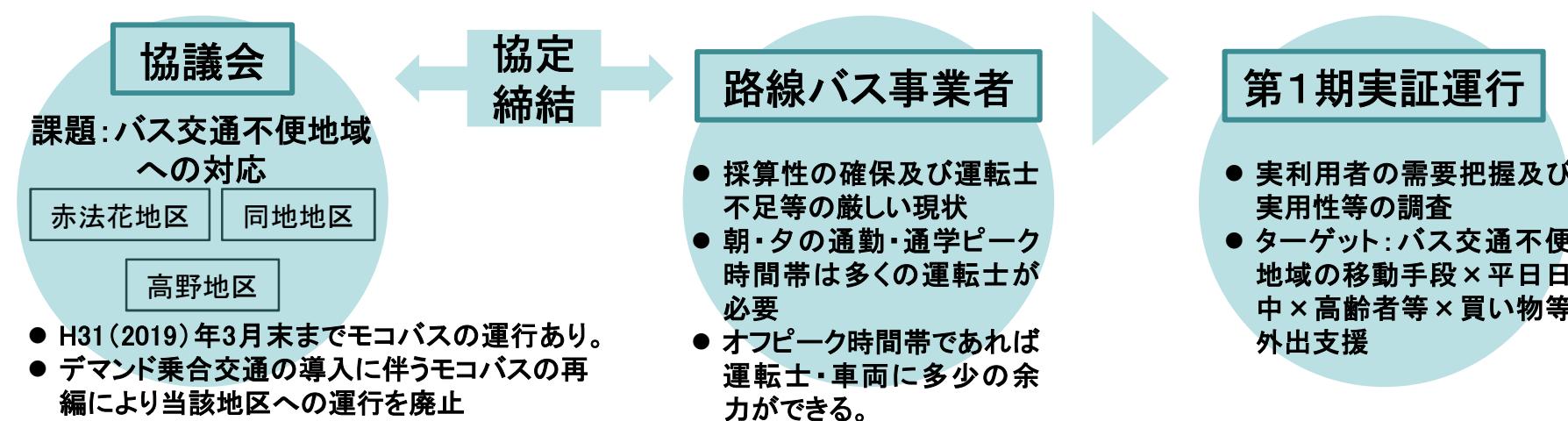
## 審議事項

➤ バス交通不便地域の高野地区・同地地区・赤法花地区を含むエリアにおいて、次のとおり、民間路線バス事業者との協定による実証運行を行ってよろしいかお諮りします。

## ■実証運行の目的

バス交通不便地域の高野地区・同地地区・赤法花地区を含むエリアにおいて、路線定期型の実証運行を行い、実利用者の需要把握及び実用性等を調査し、今後のモコバスの再編等につなげる。

**第1期実証運行期間:令和7年11月4日～令和8年3月31日(予定)**  
(データ取得期間)



# 実証運行(案)の概要

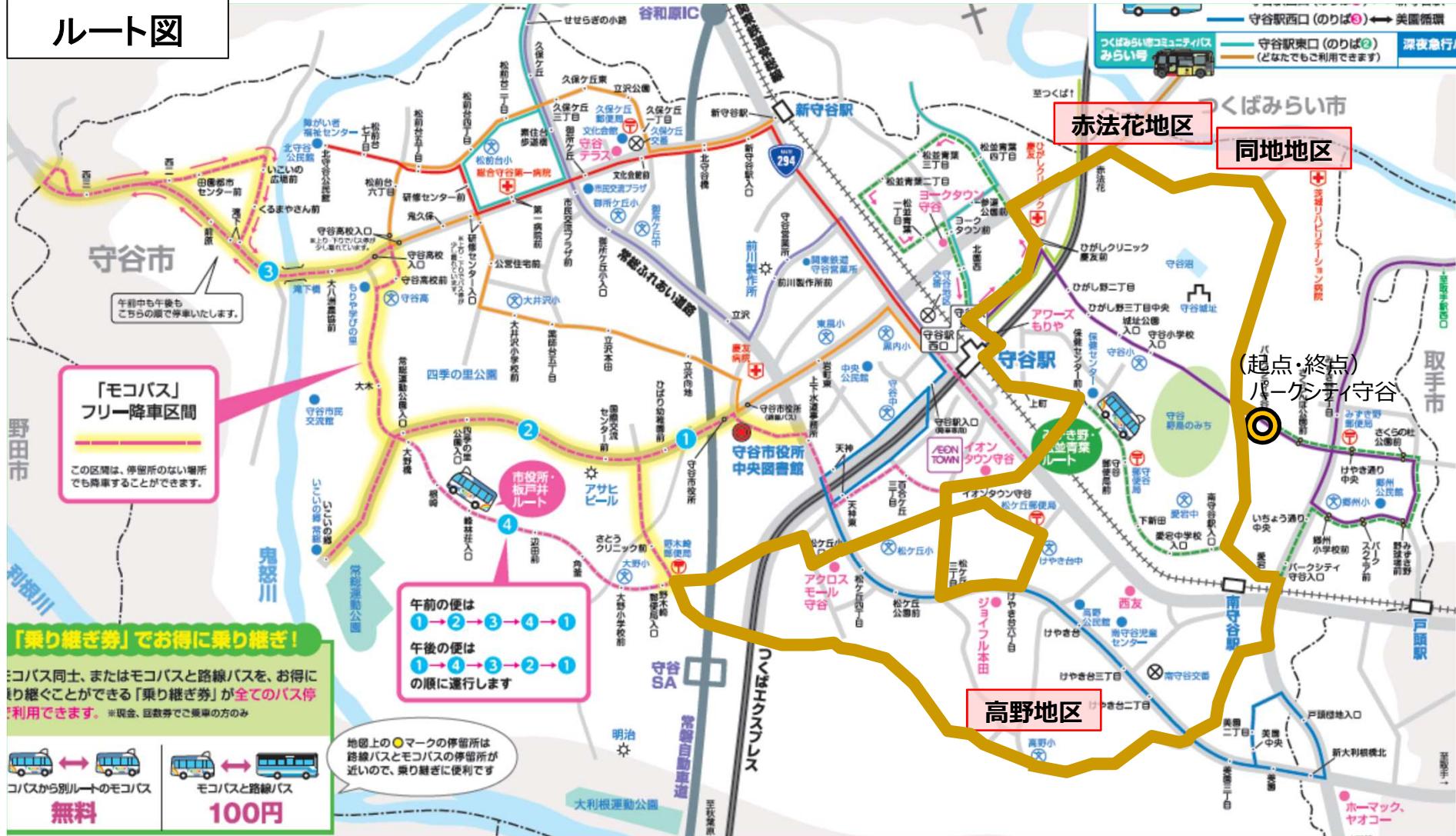


路線名	高野・同地・赤法花循環ルート(実証運行) (通称(仮):R7実証運行バス)
運行形態	路線定期運行
運行経路の概要	起点・終点:パークシティ守谷 主な経由地:高野地区、アクロスマール守谷、ジョイフル本田、イオンタウン守谷、守谷駅東口、 プランチ守谷、ひがしクリニック慶友、赤法花地区、同地地区 1便当たりキロ程:約18km 1便当たり所要時間:約55分
運行時間帯	午前10時台～午後3時台(運転士に多少の余力がある平日のオフピーク時間帯)
運行日	月曜日から金曜日までの平日 (土曜日、日曜日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は運休)
運行便数	右回り 4便／日 左回り 4便／日
バス停留所数	29か所
運賃	大人(中学生以上) 200円 小人(小学生) 100円 未就学児、障がい者(障がい者手帳提示者)及びその介助者(1名) 無料 決済方法:現金・交通系ICカード ※モコバス運賃と同額とする。一日券・回数券あり。 ※運賃については、協議会の承認を得た上で、別途、道路運送法第9条第4項に定める構成員により、運賃協議を行う。
運行車両	小型路線バス2台(運行事業者所有) 乗車定員 30人 全長7m
その他	○乗り継ぎ券の取り扱いあり。 実証運行バス ⇄ モコバス 無料 実証運行バス ⇄ 路線バス 100円(小人50円) ○モコバス・守谷市デマンド乗合交通共通利用券の利用可 ○シルバーおでかけバス・キッズバスの対象路線とする。

# 高野・同地・赤法花循環ルート(実証運行)(案)



## ルート図



# 高野・同地・赤法花循環ルート(実証運行) (案)



## ◆ メリット

- ・バス不便地域の高野・同地・赤法花地区を補完できる。
- ・パークシティ守谷を起終点とすることでバス待機・時間調整が可能となる。
- ・主要な商業施設を経由できる(アクロスマール守谷、ジョイフル本田、イオンタウン守谷)。
- ・過去のモコバスルートをベースとしており、バス停位置・協議等にノウハウを活用できる。

## ◆ デメリット

- ・運行ルートは、道路幅員が狭く、歩道がない道路が多いため、小型バスが必要となる。
- ・車両運用において、大型路線バスから小型路線バスへの乗り換え時間のロスが生じる。
- ・起終点が鉄道駅ではなく、路線間の結節機能が弱い。
- ・運行に支障のある道路上空の枝の張り出しを解消する必要がある。



▲(起点・終点)パークシティ守谷



▲金崎橋から同地方面  
(出典)Googleマップ



▲向原踏切先 八坂神社方面坂町清水線



▲石神神社西交差点方面枝の張り出し



▲高野橋から松ヶ丘方面  
(出典)Googleマップ

# 高野・同地・赤法花循環ルート(実証運行)(案)



- 右回り・左回りそれぞれに小型路線バスを1台運行し、利便性を高めます。



20.けやき台六丁目バス停→ジョイフル本田守谷店最寄り

関東鉄道株路線バスと重複する区間 約490m  
美園循環(守谷駅西口～美園循環)系統と一部区間が重複する。

右回り	番号	バス停	バス停の共用	番号	左回り
右回り（時計回り）	1	パークシティ守谷	○	1	左回り（反時計回り）
	2	本町奥山		2	左回り
	3	愛宕	○	3	左回り
	4	乙子		4	左回り
	5	乙子集落センター入口		5	左回り
	6	向坪		6	左回り
	7	高野小学校前		7	左回り
	8	二重堀		8	左回り
	9	松ヶ丘七丁目		9	左回り
	10	前坪		10	左回り
	11	中坪		11	左回り
	12	新山		12	左回り
	13	大柏橋		13	左回り
	14	給食センター前		14	左回り
	15	アクロスマール前		15	左回り
	16	松ヶ丘小学校前		16	左回り
	17	ゆうやけ公園前		17	左回り
	18	松ヶ丘五丁目		18	左回り
	19	けやき台六丁目		19	左回り
	20	けやき台中学校前		20	左回り
	21	松ヶ丘一丁目		21	左回り
	22	イオンタウン守谷	○	22	左回り
	23	県営守谷アパート前		23	左回り
	24	上町	○	24	左回り
	25	守谷駅東口	○	25	左回り
	26	ブランチ守谷		26	左回り
	27	ひがしクリニック慶友前	○左回り新設	27	左回り
	28	赤法花東		28	左回り
	29	同地		29	左回り
	1	パークシティ守谷	○	1	左回り

# バス停設置箇所の調整について

- ▶ 設置箇所の道路管理者の許可(道路占用許可の申請)、施設管理者・土地所有者の承諾について調整します。



番号	バス停	過去設置	道路管理者・施設管理者・土地所有者の状況
1	パークシティ守谷	有(既)	関東鉄道(株) ※既設バス停を共用
2	本町奥山	無	市道
3	愛宕	有(既)	市道 ※既設バス停を共用
4	乙子	有	県道
5	乙子集落センター入口	有	県道
6	向坪	有	県道
7	高野小学校前	有	県道
8	二重堀	有	県道
9	松ヶ丘七丁目	有	県道
10	前坪	有	県道
11	中坪	有	県道
12	新山	有	県道
13	大柏橋	有	県道
14	給食センター前	有	県道
15	アクロスモール前	有	市道
16	松ヶ丘小学校前	有	市道
17	ゆうやけ公園前	有	市道
18	松ヶ丘五丁目	無	市道
19	けやき台六丁目	無	市道
20	けやき台中学校前	有	市道
21	松ヶ丘一丁目	有	市道
22	イオンタウン守谷	有(既)	市道 ※既設バス停を共用
23	県営守谷アパート前	無	市道
24	上町	有(既)	市道 ※既設バス停を共用
25	守谷駅東口	有(既)	市道 ※既設バス停を共用
26	ブランチ守谷	無	市道
27	ひがしクリニック慶友前	有(既)	市道 ※既設バス停を共用 ※左回り新設
28	赤法花東	有	市道
29	同地	有	市道
1	パークシティ守谷	有(既)	関東鉄道(株) ※既設バス停を共用

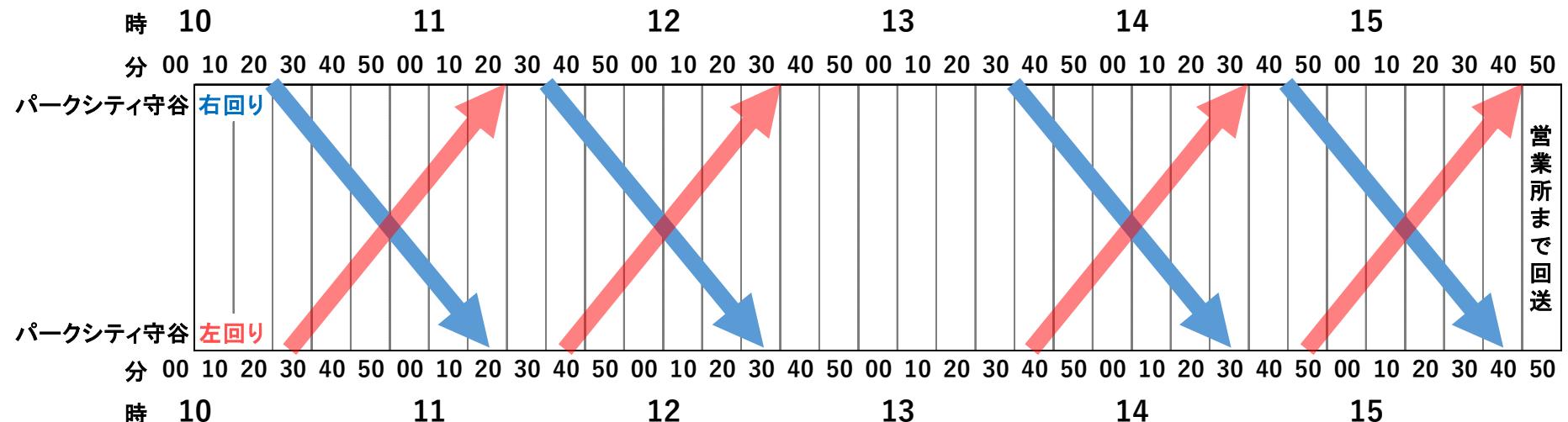
# 運行便数・運行ダイヤ(調整中)

キロ程: 約18km 所要時間: 約55分

番号	バス停 (右回りダイヤ)	1便目	3便目	5便目	7便目
1	パークシティ守谷	10:25	11:35	13:35	14:45
2	本町奥山				
3	愛宕				
4	乙子				
5	乙子集落センター入口				
6	向坪				
7	高野小学校前				
8	二重堀				
9	松ヶ丘七丁目				
10	前坪				
11	中坪				
12	新山				
13	大柏橋				
14	給食センター前				
15	アクロスモール前				
16	松ヶ丘小学校前				
17	ゆうやけ公園前				
18	松ヶ丘五丁目				
19	けやき台六丁目				
20	けやき台中学校前				
21	松ヶ丘一丁目				
22	イオンタウン守谷				
23	県営守谷アパート前				
24	上町				
25	守谷駅東口				
26	ブランチ守谷				
27	ひがしクリニック慶友前				
28	赤法花東				
29	同地				
1	パークシティ守谷	11:20	12:30	14:30	15:40

番号	バス停 (左回りダイヤ)	2便目	4便目	6便目	8便目
1	パークシティ守谷	10:30	11:40	13:40	14:50
29	同地				
28	赤法花東				
27	ひがしクリニック慶友前				
26	ブランチ守谷				
25	守谷駅東口				
24	上町				
23	県営守谷アパート前				
22	イオンタウン守谷				
21	松ヶ丘一丁目				
20	けやき台中学校前				
19	けやき台六丁目				
18	松ヶ丘五丁目				
17	ゆうやけ公園前				
16	松ヶ丘小学校前				
15	アクロスモール前				
14	給食センター前				
13	大柏橋				
12	新山				
11	中坪				
10	前坪				
9	松ヶ丘七丁目				
8	二重堀				
7	高野小学校前				
6	向坪				
5	乙子集落センター入口				
4	乙子				
3	愛宕				
2	本町奥山				
1	パークシティ守谷	11:25	12:35	14:35	15:45

# 運行便数・運行ダイヤ(調整中)



## 運行車両(調整中)

小型路線バス 2台(運行事業者所有)

乗車定員 30人 全長7m

- 路線バス車両の場合は、道路状況から小型車両サイズ以下でないと運行できない。
- 見込まれる需要を十分カバーできる。

## 運行経費(見積中)

運送費	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費(運転者、その他)</li> <li>燃料油脂費</li> <li>車両修繕費</li> <li>車両リース料</li> <li>自動車関係諸税</li> <li>保険料</li> <li>バス停修繕費</li> <li>その他運送費</li> </ul>
初期費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス停設置費用</li> <li>音声合成データ作成費</li> <li>その他初期費用</li> </ul>
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費</li> <li>その他経費</li> </ul>
適正利潤	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正利潤</li> </ul>

# 実証運行中の調査・分析



- ✓ 実証運行開始後、運行事業者から報告された利用者数等より、事務局が利用状況を確認します。
- ✓ 利用実態調査を実施して、実証運行内容の課題を把握します。

市民（地域）	<ul style="list-style-type: none"><li>実証運行中の調査にご協力をお願いします。</li></ul>
活性協（事務局）	<ul style="list-style-type: none"><li>実証運行の利用者数・収支実績などを確認します。</li><li>実証運行中の調査・分析を実施します。（下記「アンケート（案）」）</li><li>実証運行結果を本協議会に報告します。</li></ul>
運行事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者数などの利用状況・運行状況を、本協議会事務局へ報告します。</li></ul>

## ■アンケート項目（案） [選択式]

- 属性:性別、年齢、市内（地区）・市外の別、自動車の保有状況
- 実証運行に関して:認知度、利用頻度、主な目的地、外出回数の変化、運行内容の改善点、バスの利用意向

## ■アンケートの実施方法（案）

- 媒体:Web、紙
- 周知方法:広報紙（二次元コードのリンク掲載）、掲示物（バス車内・公共施設）、用紙配布（バス車内・公共施設）

## 審議事項

- 乗合バス・乗合タクシーの運賃・料金を協議するための協議体について、別紙規程のとおり定めてよろしいかお諮りします。

### ＜経緯＞

#### ◆道路運送法の改正(令和5年10月1日付)

一般乗合旅客自動車運送事業の「協議運賃制度」※について、次のとおり改正されました。

- ✓ モコバスの運賃・デマンド乗合交通の料金について、従来は本協議会で協議されていましたが、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとなりました。
- ✓ また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講じなければならないこととなりました。

※「協議運賃制度」とは

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃・料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならぬが、当該運賃等について本協議会で協議が調ったときは、上限運賃の認可を受けることなく、届出(30日前)で足りるとする制度。

令和6年1月30日付 本協議会で上記法改正に係る適用を審議

令和6年 5月7日付 守谷市地域公共交通活性化協議会設置要綱改正

(参考) 守谷市地域公共交通活性化協議会設置要綱 抜粋  
(所掌事務)

第2条 (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様の調整並びに運賃及び料金等の提言に関すること。ただし、一般乗合旅客運送の運賃・料金の設定又は変更に関する事項は、道路運送法第9条第4項に定める構成員にて協議を行うこととする。

今回、下線部分の詳細について、「守谷市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会」と称し、別紙規程のとおり定めてよろしいかお諮りします。

# 運賃協議分科会の構成員について



(道路運送法第9条第4項)

区分	対象組織	役職等
当該路線等をその区域に含む市町村	守谷市	都市整備部長
当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	関東鉄道株式会社	
当該路線等を管轄する地方運輸局長	国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送担当)
<u>市長が関係住民の意見を代表する者として指名するもの</u>	<u>関係する市民の代表</u>	<u>未定</u>

※本協議会事務局(都市計画課)において庶務を行う。

本協議会委員から、関係する市民の意見を代表する方としてご参画いただける方を求めます。

## 審議事項

➤ 乗合バスに係る次の運賃について、協議運賃(案)のとおりとし、運賃協議分科会を開催してよろしいかお諮りします。

### ＜協議運賃(案)＞

○ 高野・同地・赤法花循環ルート(実証運行)【新設】大人(中学生以上) 200円  
※その他、モコバスの運賃体系と同額とする。

## 運賃設定の考え方

### ■運賃および料金等の検討において留意すべき事項

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

(出典)コミュニティバスの導入に関するガイドライン(国土交通省)

### ■運賃検討の考え方

今回の実証運行の運賃は、以下の考え方で検討する。

#### (1) 不当競争を引き起こすおそれがないか。

路線バスと不当な競争が行われないよう、サービス水準に対応したバス運賃を考慮する。

#### (2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか。

安全運行に必要な費用が確保でき、持続的に輸送サービスを提供することを前提とした運賃とする。

#### (3) 市民の要望等に対応しているか。

他地域との公平性、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃、地元の受け入れやすい運賃とする。

(意見募集を行う。)

# 高野・同地・赤法花循環ルート(実証運行)【新設】の運賃について



## ■運賃設定の方向性検討

運賃検討の考え方に基づき、運賃設定の方向性を整理する。

運賃検討の考え方	運賃検討の視点	運賃設定の方向性
(1) <u>不当競争を引き起こすおそれがないか。</u>	サービス水準(運行時刻や乗降場所等)に対応し、路線バスと競合しない運賃	<ul style="list-style-type: none"><li>路線バスと競合しない。</li><li>サービスは現況の路線バス(モコバス)サービスに比べると低い。</li></ul> 路線バスサービスの実施運賃は230円であるが、競合はしていない。 モコバスと同等の運賃 200円
(2) <u>運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか。</u>	赤字額、補助額を抑制できる運賃	<ul style="list-style-type: none"><li>収支率見込みを向上する。</li></ul> 300円(デマンド乗合交通料金と同額)、230円(路線バス市内上限運賃)、200円(モコバスと同等の運賃) (収支率より) 300円
(3) <u>市民の要望等に対応しているか。</u>	他地域との公平性	<ul style="list-style-type: none"><li>モコバス運行地域との比較</li></ul> モコバスと同等の運賃 200円
	分かりやすい運賃、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃	<ul style="list-style-type: none"><li>均一制</li><li>現金払い(小銭扱いのない運賃)</li><li>交通系ICカード対応</li></ul> モコバスと同等の運賃 100円単位の運賃設定 200円
	地元の受け入れやすい運賃	<ul style="list-style-type: none"><li>意見募集の結果を反映する。</li></ul> 運賃に対する意見を募集し、意見を反映した上で運賃協議会に諮る。 意見募集

## ■協議運賃(案)

以上より、高野・同地・赤法花循環ルート(実証運行)の運賃を次のとおりとし、市民、利用者から運賃に対する意見を募集した上で、運賃協議分科会を開催してよろしいか。

大人(中学生以上) 200円 小人(小学生) 100円

未就学児、障がい者(障がい者手帳提示者)及びその介助者(1名) 無料

決済方法:現金・交通系ICカード ※モコバス運賃と同額とする。一日券・回数券あり。

## 議案第1号（別紙）

### 道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等 において協議が調っていることの証明書（案）

令和7年8月8日に開催した守谷市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

#### 記

##### 1. 協議が調っている運行の態様

路線定期運行

##### 2. 協議が調っている路線又は営業区域

路線（新設） 高野・同地・赤法花循環ルート（実証運行）

##### 3. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

###### 運行系統

起終点：パークシティ守谷

右回り：パークシティ守谷～高野地区～アクロスモール守谷～イオンタウン守谷～守谷駅東口～ひがしクリニック慶友～赤法花地区～同地地区～パークシティ守谷

左回り：パークシティ守谷～同地地区～赤法花地区～ひがしクリニック慶友～守谷駅東口～イオンタウン守谷～アクロスモール守谷～高野地区～パークシティ守谷

（別紙協議資料のとおり）

##### 4. 車両に関する事項

運行事業者が所有する小型路線バス車両 2台

##### 5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合は、その条件

運行日：月曜日から金曜日までの平日（土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は運休）

運行時間帯：午前10時台～午後3時台

運行便数：右回り4便／日 左回り4便／日

（別紙協議資料のとおり）

##### 6. 実施予定日

令和7年11月4日

令和7年8月 日

守谷市地域公共交通活性化協議会

会長 中島 伸一

※別紙には、特例を受けることを協議した際の協議資料等を添付すること。

## 議案第2号（別紙）

### 守谷市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置規程（案）

#### （設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃及び料金に関する事項（以下「協議運賃」という。）について協議するため、守谷市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第5号の規定に基づく協議体を設置する。

#### （名称）

第2条 この会は、守谷市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）と称する。

#### （協議事項）

第3条 運賃協議分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) **協議運賃にすること。**
- (2) その他必要な事項にすること。

#### （構成員）

第4条 運賃協議分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) **要綱第3条第2項第6号に定める者**

（補足）市長が指名する市の職員＝守谷市都市整備部長

- (2) **協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- (3) **関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者**
- (4) **要綱第3条第2項第1号に定める者**

（補足）市民及び公共交通利用者の代表者

#### （分科会長）

第5条 運賃協議分科会には分科会長を置き、分科会長は前条第1号に規定する委員をもって充てる。

（補足）分科会長＝守谷市都市整備部長

#### （会議）

第6条 運賃協議分科会は、分科会長が招集し、分科会長が会議の議長を務める。

- 2 運賃協議分科会は、委員の全員が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員は、運賃協議分科会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は分科会長を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については出席したものとみなす。
- 4 運賃協議分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 5 第4条第1項第3号の委員については、委員からの代理出席に関する委任状が運賃協議分科会に提出された場合のみ代理出席を認め、代理出席をした

者は採決に加わることができるとする。

6 運賃協議分科会は、非公開とする。

(協議結果の報告)

第7条 分科会長は、運賃協議分科会の協議結果について、守谷市地域公共交通活性化協議会に報告するものとする。

(報酬)

第8条 運賃協議分科会は無報酬とする。

(庶務)

第9条 運賃協議分科会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。